

# 滋賀を文化芸術で元気にしよう

上限

# 20万円

## 補助金が受けられます。

令和4年  
1/17(月)  
締め切り



6月30日までの申請なら3月分からの経費の一部が対象となります。

新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う活動の自粛等により、公演等の活動機会を失った文化活動関係者の活動継続を支援するため、感染症対策を実施しながら再開する文化活動に対し、補助金を交付します。

- 出品予定の展覧会が中止となり、感染症対策を行って、新たに展覧会を開催する。
- 出演予定の演奏会が中止となり、改めて演奏会をインターネット上で公開する。
  - ・・・ この機会に補助金を活用して、文化芸術活動を再開しませんか。実演家だけでなく、技術スタッフ、舞台スタッフの方も対象です。県外ギャラリーで行う個展・団体展も対象となりました。

ポイント!

▼以下の取組に必要な経費を支援します (1)+(2)の合計上限額：20万円

取組	補助対象経費	補助率	補助限度額
(1)感染症防止対策経費	感染症防止対策にかかる経費 (例) 消毒液・マスク購入費、 飛沫拡散防止板購入費 等	3/4	10万円
(2)文化活動経費	文化活動に係る経費のうち上記(1) の補助対象経費を除くもの	3/4	10万円

対象となる取組・補助率等

◎お問合せ先  
〒520-0806 滋賀県大津市打出浜15-1  
「未来へつなぐしが文化活動応援事業」事務局  
(公益財団法人 びわ湖芸術文化財団 内)

電話 : 077-523-7146  
営業時間 : 9時00分~12時00分  
13時00分~17時00分  
(毎週火曜日、8/13~8/18、12/29~1/3を除く)

未来へつなぐしが

対象となる者

◎次の①～③のすべてに該当する方(団体を含む)

- ① 住所または活動の拠点が滋賀県内にある個人または団体
- ② 収入を伴う文化活動の実績があり、現にそれと同等の活動を行っている方
- ③ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、令和2年2月26日以降、展覧会や公演等の活動機会を失った方

※ 令和2年度にこの補助金を活用された方も対象になります。

対象となる活動

◎次の①～④のすべてに該当する活動

- ① 県内で実施する活動(県外のギャラリーで行う個展・団体展は対象となります。)
- ② 令和3年4月1日から令和4年2月28日の期間内に、対象となる活動が実施され、鑑賞や参加など広く一般に公開される活動
  - ※ 県民が参加や鑑賞できる機会について、前もって告知することが必要です。
  - ※ 個人または団体内にのみ還元される活動は対象外となります。
- ③ 活動終了後、公開用の活動の成果物を県に提供する活動
- ④ 新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策を徹底した活動

◎対象となる文化活動分野

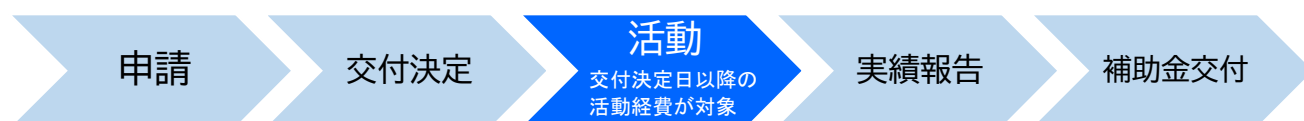
文化芸術基本法第8条から第12条に列挙された下記分野

- ① 文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊(第8条関係)
- ② 映画、漫画、アニメーションおよびコンピュータその他電子機器等を利用した芸術(メディア芸術)(第9条関係)
- ③ 雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊その他の我が国古来の伝統的な芸能(第10条関係)
- ④ 講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能(第11条関係)
- ⑤ 生活文化(茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化)および国民娯楽(囲碁、将棋、麻雀)

対象経費の期間

◎補助対象となる経費 (対象となる具体の経費項目は募集案内をご覧ください。)

活動に直接かかる経費のうち、原則、**交付決定日から活動終了後30日以内に支払った経費**ただし、令和4年2月2日(水)以降に終了する活動は、令和4年3月3日(木)までに支払った経費



6月30日(水)[消印有効]までに申請書を提出した場合、令和3年3月分からの経費の一部が対象となります。

その他

◎申請期間

令和3年4月30日(金) ~ 令和4年1月17日(月) 【消印有効】

※ 予算がなくなり次第終了となります。

◎滋賀県の「文化芸術公演支援事業」(予定)との併用も可能です。

※ 詳細はホームページでご確認ください。

◎令和2年度の補助金活用事例はこちら



ご注意

- ・ 申請は郵送のみで受け付けます。メール、FAXによる受付は行っておりません。
- ・ 申請に際し、事業計画書などの作成が必要です。
- ・ 申請には、書面における審査があります。
- ・ 自己負担(4分の1)も必要になります。
- ・ 事業実施後は、活動内容を紹介できる動画(YouTube)または活動紹介書(PDF)等の提出が必要です。
- ・ 事業完了日から30日以内、または令和4年3月3日(木)【消印有効】のいずれか早い日までに報告書類を提出してください。
- ・ 詳しくは、HPに掲載している募集案内、Q&Aをご確認いただくか、表面の事務局にお電話ください。